

新潟市中央区 通学路交通安全プログラム

～通学路の交通安全確保に関する取組の方針～

令和5年3月 改訂

中央区通学路交通安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の交通安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「新潟市中央区 通学路交通安全プログラム」を作成しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の交通安全確保を図っていきます。

2. 通学路交通安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下の組織から構成する「通学路交通安全推進会議」を設置し、通学路の交通安全確保に向けた連携を図ります。

- ・ 中央区教育支援センター
- ・ 新潟中央警察署 新潟警察署 新潟東警察署
- ・ 中央区役所建設課
- ・ 中央区役所総務課
- ・ 東区役所建設課

3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の交通安全を確保するため、通学路交通安全推進会議及び合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果検証も行い、必要に応じて対策の改善を行います。

これらの取組を PDCA サイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路交通安全確保のための PDCA サイクル]



(2) 定期的な合同点検

○合同点検の実施

- ・中央区教育支援センター、中央区役所建設課・総務課、東区役所建設課及び所轄警察署が連携し、学校担当者の意見を聞きながら、必要に応じて、合同点検を実施します。
- ・合同点検の実施にあたり、地域の交通安全推進協議会、交通安全協会等の関係機関・団体、及び自治・町内会長等との意見交換の機会を通じて、校区の通学路の交通安全について現状を把握している各小学校と情報の共有化を図ります。
- ・実施時期は、学校等を通じて通学路の交通安全確保のための要望等があげられた際、または、合同点検の実施が必要等されると判断された場合に行います。
- ・効率的・効果的に合同点検を行うため、通学路交通安全推進会議において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

○合同点検の体制

- ・学校、中央区教育支援センター、中央区役所建設課・総務課、東区役所建設課、所轄警察署、地域住民（PTA、自治会）等が参加する合同点検を行います。

(3) 対策の検討

- ・通学路交通安全推進会議において明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の検証

- ・対策実施後の箇所については学校へのヒアリング等状況調査を行い、通学路交通安全推進会議において対策の効果を検証します。

(6) 対策の改善

- ・対策実施後も合同点検や効果検証の結果を踏まえて、対策内容の改善を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の作成

- ・小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために小学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。

5. 年間スケジュール

検討事項	事務内容	担当課
①各小学校区通学路における危険箇所の把握（6月～8月）	●各小学校からの報告をもとに要対策箇所を整理する。	・区教育支援センター
②区通学路交通安全推進会議の開催（9月上旬）	●要対策箇所についての具体的な対策を検討する。 ●前年度対策実施済箇所の効果を検証する。	・区教育支援センター ・所轄警察署 ・区役所建設課 ・区役所総務課
③各小学校への通知と情報共有（10月上旬）	●推進会議での対策を各小学校に通知し、情報共有を図る。	・区教育支援センター
④ホームページ公表（随時）	●要対策箇所及び公表済箇所の進捗状況を公表する。	・学校支援課
○合同点検の実施（随時）	●必要に応じて、現地において学校、PTA、地域等と合同点検を実施する。	・区教育支援センター ・所轄警察署 ・区役所建設課 ・区役所総務課
○各機関での対策の実施（随時）	●各機関において、検討を行った対策を実施する。	ハード対策 ・区役所建設課、 ・所轄警察署 ソフト対策 ・区教育支援センター ・区役所総務課